## 意見交換会における意見 質問の概要

分類	番号	意見 質問	回答
前文	1	前文に 区民の最大の幸福を実現」と あるが、これは区民自身の努力による ものであり、条例は道具の一つでしか ない。 (意見)	
政策周期	2	政策周期とい用語について、漢字から意味は概ね想像できたし、説明もあった。新しい言葉を使うのはいいと思う	審議会の中で、政策・施策・事務事業の課題設定、企画立案、検討、実施、評価、見直しの過程のすべてのこと」を表現したいということで出てきた言葉である。
政策周期	3	政策周期とい言葉がよ分からない。 労作をつくっているのだから、丁寧に説明しもっと分かりやすく表現すべきだ。	説明するときに、もっと分かりやすくする必要があると思っている。
政策周期	4	政策周期に参加する権利を、 初期の 段階からの行政運営に参加する権利、 あるいは すべての段階への行政運営に参加する権利」とした方が分かりですいのではないか。	政策周期については、初期からすべての段階にというイメージで注釈をつけている。ご意見を参考にさせていただきたい。
区長の在任期間	5	区長の職にある者は、連続3期を超えて在任しないよう努めるものとする」とあるが、審議会ではそれについて両論併記のような形で答申が出ていたと思う、中野区では、かつて議員立法で在任期間に関する条例が提出されたがうやむやで終わっている。ここでこの条文が出てきたのはどういうわけか。	区長の任期については、審議会答申では 両論併記であるが、長期にわたって区長が 在任することについての問題点や課題につ いてはきちんと議論されている。区議会で は、議案として審議中である。そうした状況 を踏まえて、区として、自治基本条例のな かできちんと規定してくべきだと考えて提案 している。
区長の在任期間	6	区長の在任期間について、自治基本条例に盛り込まなくてもいのではないかと思う	審議会では、区長在任期間については、条例のなかに入れてもおかしない、別途、長の任期に関する条例を定める方法もあるなどの議論があった。区としては、こういった議論を踏まえながら、議会でも区長の任期について議論されている状況を鑑み、中野の自治は議会も取り込んだ自治体の運営であるから、議会・区民の意思を踏まえるならば、中野の自治の基本を定める条例に、区長の任期に関する努力規定を盛り込み、民主主義のよりよい姿を位置づけるべきであるという判断をしている。
任期間で長の在	7	区長の任期を自治基本条例に入れるのはおかい、区長は、区民が選ぶものであるから条例で規定する必要はない、 億見)	

分類	番号	意見 質問	回答
行政運営	8	区は基本構想を財政見通しを踏まえたうえで策定するとともに」とあるが、財政見通 Uは立っているのか。	基本構想、自治基本条例ともに平成 17年第 1回定例会で議決していただくように準備を進めている。基本構想の案は、今後の経済的な見通し、人口推計、産業の状況などのデータを踏まえてつくっている。
行政運営	9	職員の公益通報に関する事項」とあるが、これはどういうことか。	中野区は、中野区職員の公益通報に関する要綱」を、職員が職務上の他の職員の違法な行為を発見したときに、それを通報することによって区の公益の全体的損失を未然に防ぐというシステムである。
行政運営	10	執行機関は個人情報を保護しなければならない」とあるが、これは一般的にいう公務員の守秘義務であるのか、特別公務員の守秘義務であるのか、どちらなのか。	公務員として守秘義務があることは当然として、区は 中野区個人情報の保護に関する条例」をもっており、それに則って、機関として個人情報を保護しなければならないと規定しているものである。
区民の参加手続	11		期間中の公表はしない。区の最終意見を 固めるために行う手続であり、区民同士の 議論は、意見交換会で行っている。意見交 換会で出された意見も踏まえて、区として はこう判断したというものを公表したい。
四手続いている	12	パブリックコメントという言葉が非常に馴染みが薄い。特に高齢者には難しいので、意味そのままの表現に変えてほしい。 億見)	
区民の参	13	自治基本条例についてのパブリック・コメントの期間が短い。意見交換会の最終回から1週間にも足りないのは疑問である。	自治基本条例のもととなる自治と参加については、基本構想を描《区民ワークショップ等での検討、審議会、シンポジウム、意見交換会を経てきている。
区民の参加	14		区民が自分の意思で発言し、それを区が受け止めていくことは重要なことである。各部署、現場がきちんと受け止め対応していけるよう、職員の意識の在り方を変えていく努力を続けていく
区民の参加手続	15	みんなの意見を聞いて調整してという ぐだりが 2ヵ所ほど出てくるが、本当に切 羽詰っているところはみんなの意見を 聞いていてはダメである。 こういうところ は話し合いは必要ない。 全部話し合い にしていたら、必要な措置が手遅れに なってしまう	自治基本条例は区民の意見を受け取る手続についても規定する。区は、緊急対応すべきことについて即決しなぐてはならないこともある。参加の形態は一律ではなく事案によって異なると考えている。

分類	番号	意見 質問	回答
区民の参加手続	16	地域会合をやるのはいけれど、出席するにも数が多すぎて限界。すべてに関心を向けることは難しい。審議会などの資料は、傍聴者用に回覧すべきだ。資料を事前に郵送するなどして審議会ではきちんと議論してもらうべきである。(意見)	
区民の参加手続	17	意見交換会でたくさんの人が集まり有益な意見が出ればいいが、参加者が少ないと一人の強い意見が出た場合、それが吸い上げられてしまうと片寄ったものになってしまう。ワークショップのように公募することによって検討結果をきちんとまとめたものを区民の意見としたほうがよい。(意見)	
共同提案手続	18	共同提案の意味がよくわからない。請願、陳情、要望書といったものと どう性質が異なるのか。また100人以上の連署という基準だが、ハードルが高すぎる。政策提案書の内容はどういうものか。提案が受け入れられなかった場合、申立ては可能か。	共同提案は要望型ではなく政策提案型と考えている。区民も主体的に政策に加わるための手続と位置づけているもので、連署を集めることについては、多 《の区民の意思を確認するために必要なことと考えている。また、提案を受け入れるのは現時点では困難との判断を示すことも考えられるが、その場合、再度練り直して提案していただくこともあるのではないかと考えている。
共同 続提 案	19	共同提案にあたり、区の中に指導して ぐれる部署を作ってもらいたい。	区民の方から共同提案についてのご相談を受けた場合、関係部署と検討しながら、必要な情報提供をおこなうなどしていく
住民投票	20	住民投票での発議は区民については必要数は不要でもいのではないか。また有権者に限定せず、18歳以上まで可とする等、対象を拡大できないものか。	住民投票の実施に際しては、案件ごとは、例を制定することが必要であり、その条例の直接請求は、有権者であることと、一定数の連署が必要であると考える。案件ごとの条例の中で投票できる人の年齢などを決めていくことになる。
地域協定	21	地域協定における、登録の意味を説明してほし、。また地域協定をつくったとしても、住民が転居してしまったらとしていけいは守られていくのかが疑問である。	登録の意味は、ひとつは、地域住民の総意であることを区が認識することであり、それは施策を実行する際に地域協定を区が尊重しなくてはならないということである。ふたつめは、後から入ってきた住民に対し、区としても地域協定をきちんと周知するという意味がある。また、協定は、住民の責任のもと、不都合な部分が出てきた場合は、これまでの地域協定を上書きし、内容を変更したりしていくことが必要である。

分類	番号	意見 質問	回答
地域協定	22	マンションが増え、新住民が増えている。町会の名簿だと、集合住宅名で示されているだけで、同じ住民として一体感をつくっていくことが難しい。地域で決めたルールも、どういう形で知らせていくかが気になる。	ごみ問題や通学路の安全など、地域全体で共有する課題は多く働きかけをお互いにしていくことが大事である。
地域協定	23	区民合意による地域協定」とあるが、 地域の範囲はどのように解釈したらいいのか。	区が地域を指定することは考えていない。 区民が、このルールをどういう人たちと共有 していこうかというところから地域の設定は 始まると思う
地域協定	24	地域協定の例は、私は、他区に関わるような利害関係に関することだと思っている。 そうなると 権利義務を有する人の範囲が中野区の行政の枠を超えてしまうこともあるのではないか。 地域協定の法的な意味を教えてほしい。	生活していくうえで地域の課題が出てきたときに、それを自分たちが解決していくにはどういう取り組みが必要かというところから始まると思っている。区民同士が合意できる範囲を自分たちで決めて、そこでの地域協定を登録してもらうという制度である。
地域協定	25	地域協定とは、問題ごとに住民が地域でまとまれば、行政が話し合いに乗ってくれるということか。	地域の方が地域の取り組みをするというのが地域協定である。地域の方が自主的に活動することを取り決めるものであり、区に何かをしてほしいというものではないと考えている。ただ、協定づくなるあたっての相談や情報提供は、区として必要なことと考えている。
地域協定	26	140店舗をもつ商店街に住んでいるが、たばこのポイ捨てに悩まされている。その商店街の3分の1がまとまって、例えばポイ捨てに対して千円の罰金を課すという協定を結んだら、商店組合の法的拘束力はどうなるのか。	区民みずから守るものをルールとして決めましょうということなので、ルールによって他者の権利を侵害するようなことはできないと考えている。ポイ捨てについては、商店街がそこをポイ捨て禁止にする場合、自分たちが率先して灰皿を置いたりPRしたり、協力を求めるところまではできるのではないか。直ちに商店街の合意だからといって、罰則を課すのは難しいと考えている。ただ、区がポイ捨て禁止条例を施行して、地域を指定するような場合、その商店街が熱心に活動をしているということが分かれば、そこを候補として進めていくということにはなると思う
地域協定	27	三鷹市立第四小学校では学校教育 ボランティア制度を導入 し 多 〈のボラ ンティア・スタッフがいる。 中野でもそう した学校を模索することはできないだ ろうか。	その事例では、校長先生の取組みに卓越したものがあったとうかがっている。そうした校長先生の存在に関らず、地域に牽引力があれば、学校も変われると思うたとえば中野区立第四中学校の取組みは、学校と地域の深いつながりを示す一例であり、注目している。

分類	番号	意見 質問	回答
地域協定	28	具体例を挙げると、斜面のマンション 建設について、都が許可を出したもの に対して地域住民が反対した場合、地 域協定を結べば建設できないようにで きるのか。住民の総意で不合理だと 思ったことに対しての執行権を認めて ほしい。	公権力の側が区民の執行権を認めるかというと、法律で認められているものに対しての権利規制は想定していない。
自治基本条例全般	29	自治基本条例と基本構想との関係性を教えてほしい。国で例えれば、どちらが憲法に位置づけられるのか。また、区民が自治を営むという表現があるが、自治とは国との関係の中で使われるものであり、自治の主体は執行機関であると思うがいかがか。中野区の自治基本条例について、新規性はどこにあるのか。加えて、国の施策と自治基本条例との整合性は。	基本構想は地方自治法で定められているもので、行政の基本計画にあたる。一方、自治基本条例は自治体の基本法での基本語の基本を定めるものと考えられているのでは基本原則を定めるものと考れにも関立しているのではない。ただ、可けられると考えられる。憲法では基本条例は憲法のようには国にあると考えているののよりに位置づけのものは存在しないと思いる。基本構想については存在しないと思いる。基本構想については存在しないと思いる。基本構想については存在しないと思いる。基本構想については存在しないと思いる。基本構想については、一つまい機関自治である。には国体自治である。住民に対すさいる。住民に対すさいる。住民に対すさいる。特別では対すさいる。特別では対していると思いる。の自治基本条例の持つがつくによった。の自治基本条例の持つがつくにある。中野域協定というルールを住民がつくにある。中野域協定といういると思いる。またこの条例は、国の進めている施策や法との矛盾はないと考えている。
自治基本条	30	基本構想や自治基本条例は区役所の作文だと思うので、せっかぐ作るのだったら、区民に分かりやすい表現にすべきである。(意見)	
条例 全般 般	31	抽象的なものを具体的に言うことは難 いことはよくわかる。条例は数学の公式だと思っていいのか。他自治体をよく見て作ってほしい。	条例のほか、手続などについて定めるPR に必要な解説書のようなものをつくることを 考えている。

分類	番号	意見 質問	回答
自治基本条例全般	32	自治基本条例については、全体的に大変良いことだと思う。ただ行政側がやらなければ、やらないでも済んでしまうシステムのような気もする。末端の、実行の場でいろいろと意見を言えるようでないと機能しない。たとえば子どもの学力低下について危惧を抱いた時に、容易に学校に行って意見を言えるような、そんな仕組みであってほしい。	区は応答義務、説明責任はきちんと担保している。また参加の仕組みそのものは、一度決まってしまえば変えることができないといったものではない。いろんな形で提案いただいたことについては、採用、あるいは不採用に至った経緯はきちんと説明していく仕組みになっている。たとえば学校の経営主体は地域が行うとした場合、地域協定はそういう仕組みを下支えするルールになると考えている。その場合、実際には法的にクリアしなければならない部分は多いと思うが、地域そのものが自治を作っていための基盤になるのではないかと考えている。
自治基本条例全般	33	新し、自治の時代、区民側の意識をしっかりさせないといけれるいない。区側も区民とどうパートナーシップを築いていきたいのかを示すべきである。区報の臨時号の説明だけだとわからづらい。	この仕組みをつかって区民のみなさんがどういうことを実現するかで、条例を制定したことの価値が決まっていくと思う。その意味で区も説明の仕方を工夫していかなければならない。 ただ、これをやるとこうなるとあらかじめ区が示すと、それをすることが目的となってしまいがちである。区民が地域協定という仕組みをつかって、何をするか追求してほしい。区もそこに関っていきたい。
住区協議会	34	身近な問題を話し合う場として住区協議会がすでに存在している。住区協議会は町会、自治体に代わる新たな位置づけだという意気込みがあった。とはいえ、活動レベルが町会、自治会に至っているとは思えず、そんな中でまた新たなものを作ることには抵抗がある。	い。基本的には行動規定を持たない組織として、様々な意見を持った人々、様々の
住区協議会	35	地域センターの組織が変わると、住区協議会は継続できなくなるのではないか。住区協議会は、地域団体や区民一般の方たちが地域の問題を細かいところまで話し合ってきた。個々に意見を吸い上げるようなことが書いてあるが、それだと自主グループになってしまい、住区でやっているようなことまでは出来ないのではないか。住区では、一人の小さな意見でも、それが地域の問題だということになれば話題として取り上げてきた。こういうやり方でないと、一人の意見が反映されないのではないか。(意見)	

分類	番号	意見 質問	回答
住区協議会	36	将来的には住区協議会はななり、その活動拠点でもある地域センターもなくなっていく、果たしてそれでいいのだろか。NPOは、自ら志を持って行政の補完的な役割を担う存在かもしれないが、住民は全ての人に志があるわけでもなくまた難しい議論に耐えられるものでもない。誰でも参加できるという意味でも、住区協議会の役割は依然として必要だと思うがどうか。	住区協議会は、区が勝手に活動の存続や停止を決めるものではない。地域センターは、行政窓口という点では、現在の財政状況では15という数を維持できない。業務が集中する箇所を残し、5ヶ所程度に集約していきたい。地域の活動拠点という点では、区民活動センターとして再編し、現状の数を維持していきたいと考えている。管理運営については区民がつくる運営委員会に委託し、また、区民と区との協働を維持、発展させていぐためのコーディネイができる人材を雇えるようにしたい。職員については地域と連携を持っていけるような形で配置していきたい。
その他	37	基本構想を描く区民ワークショップの第4分野は新い自治のあり方」を検討し今もそれが発展して活動を続けているが、条例の策定はそこと関係して進めているのか。	ワークショップを終えて、引きつづきグループでの活動は自主的なもので、具体的に地域の課題を見つけて、地域に働きかけたりしており、条例の内容について検討しているのではない。そのメンバーの一人は審議会の区民委員であったし、よく審議会を傍聴していた方もおり、検討過程については知っている。条例づくどのものへの区民参加はワークショップまでだが、検討結果は生かせるような形にしたいと思っている。ただ、審議会には専門委員もいるので、すべて区民の方の意見では決められない。お互いの意見を咀嚼して、いい方向性を選択してきたと思っている。
その他	38	区内の高齢者福祉センターを利用しているが、10年ほど前に、行政から利用者の中で実行委員会を作って、予防介護に関するイベントをやってほいいといわれた。主権は住民にあるのだから、自らが地域の人たちとこういうことをやりたいと思ったことをやり、行政側は住民にやってくれといえばいいだけではないか。条例がない今も自主的に活動しているので、条例のあるなしは関係ない。(意見)	